

令和元年10月4日

市政記者クラブ 様

中川区役所区政部総務課
担当：山田 （電話363-4305）

中川区役所における文書の配付誤りについて

中川区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和元年10月3日（木）
- 2 発生場所
中川区荒子学区内（中川区打出2丁目付近）
- 3 事実の概要
令和元年10月1日（火）、通達員がAさんに配付すべき「令和元年度 市民税・県民税第3期分の納税のお知らせ（以下「お知らせ」という。）」をBさんに配付しました。
Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、10月3日（木）、市税事務所へ連絡をいただき、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした情報
住所、氏名、市民税・県民税第3期分の税額
- 5 対応
 - ・ Bさんについては、令和元年10月3日（木）、区役所職員および市税事務所職員が訪問して謝罪するとともに、お知らせを回収しました。
 - ・ Aさんについては、同日、区役所職員および市税事務所職員が訪問し、今回の件を謝罪するとともにお知らせを交付しました。
- 6 原因
近接するマンションで部屋番号が同一であり、配付前の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員に対し、個人情報の重要性を周知するとともに、配付前に配付物を町名地番順に整理すること、配付時に必ず1通ごとに「声出し」「指差し確認」を行い、配付物の住所、氏名と現地の住所、表札等を確認してから投函することなど、文書の確実な配付を再度徹底します。